

税務課からのお知らせ

◆税制改正に伴い軽自動車税の税率が改定となりました◆

今年度より、平成14年以前に初度検査を受けた三輪以上の軽自動車については重課対象となります。車種別の税率については、下記税率表をご参照ください。

税率表（原動機付自転車及び二輪車、小型特殊自動車）

| 車種区分 | 税率（年額） | |
|--------------------|----------|----------|
| | 平成27年度まで | 平成28年度以降 |
| 50cc以下 | 1,000円 | 2,000円 |
| 50cc超90cc以下 | 1,200円 | 2,000円 |
| 90cc超125cc以下 | 1,600円 | 2,400円 |
| ミニカー | 2,500円 | 3,700円 |
| 二輪車（125cc超250cc以下） | 2,400円 | 3,600円 |
| 二輪の小型自動車（250cc超） | 4,000円 | 6,000円 |
| 小型特殊自動車（農耕作業用） | 1,600円 | 2,000円 |
| 小型特殊自動車（その他のもの） | 4,700円 | 5,900円 |

登録されている上記車種の車両全てに新税率が適用されます。

税率表（三輪以上の軽自動車）

| 車種区分 | | | 現行税率 | 新税率 | 重課税率 | |
|------|------|----|-----------------------|-----------------------|------------------------|---------|
| | | | 平成27年 3月31日 までの登録車 | 平成27年 4月 1日 以降の登録車 | 初年度登録後13年 経過（経年車重課） | |
| 軽自動車 | 三輪 | | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円 | |
| | 四輪以上 | 乗用 | 営業用 | 5,500円 | 6,900円 | 8,200円 |
| | | | 自家用 | 7,200円 | 10,800円 | 12,900円 |
| | 四輪以上 | 貨物 | 営業用 | 3,000円 | 3,800円 | 4,500円 |
| | | | 自家用 | 4,000円 | 5,000円 | 6,000円 |

・現行税率とは（四輪乗用自家用の場合）

現行税率は、平成27年 3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、新規検査から13年を経過するまで適用される税率です。

※例：平成25年10月に新規検査（新車購入）を受けた場合、平成26～38年度までは7,200円／年となり、平成39年度から12,900円／年となります。

・新税率とは（四輪乗用自家用の場合）

新税率は、平成27年 4月 1日以降に最初の新規検査を受ける車両で、新規検査から13年を経過するまで適用される税率です。

※例：平成27年10月に新規検査（新車購入）を受けた場合、平成28～40年度までは10,800円／年となり、平成41年度から12,900円／年となります。

・重課税率とは（四輪乗用自家用の場合）

重課税率は、最初の新規検査から13年を経過した環境負荷の大きい車両に対して適用される税率です。

※例：平成14年12月31日以前までに新規検査（新車購入）を受けた車両7,200円／年が、平成28年度から12,900円／年となります。

※初度検査・・・新車購入時、初めて標識（ナンバー）を取得するための検査。中古車を購入された場合でも、車両が初めて登録された年月は変わりませんのでご注意ください。初度検査年月の確認は、自動車検査証の記載欄をご確認ください。

自動車検査証部分見本 この部分をご覧ください

| | | | | | | | | |
|-------------|---------------|------------------------|--------|------------------------|-------------|-------|----------|--------|
| 番号00123 | | 自動車検査証 | | | 平成27年 4月 1日 | | 軽自動車検査協会 | |
| 車両番号 | 交付年月日 | 初度検査年月 平成 27年 4月 | 自動車の種別 | 用途 | 自家用・事業用の別 | 車体の形状 | | |
| 〇〇〇△△あ 1234 | 平成 27年4月1日 | | 軽自動車 | 乗用 | 自家用 | 箱型 | | |
| 車台番号 | 乗車定員 | 車両重量 | 車両総重量 | | 長さ | 幅 | 高さ | |
| △△△-12345 | 4人 | — kg | 880kg | 1100kg | 339cm | 147cm | 169cm | |
| 車名 | 型式 | 原動機の型式 | 燃料の種類 | 総排気量 [※] 定格出力 | 前軸重 | 後軸重 | 型式指定番号 | 類別区分番号 |
| □□□□ | △△△-◇◇◇ | 〇〇〇 | ガソリン | 0.65L | 440kg | 440kg | △△△△△ | △△△△ |

◆グリーン化特例（軽課）について

平成27年4月1日～平成28年3月31日までに新車登録された三輪及び四輪の軽自動車について、排出ガス性能と燃費性能が優れた環境負荷の少ない車両に、その性能に応じた特例措置（グリーン化特例）が導入され、税額が減額されます。

・適用条件

平成27年度中（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に新車登録され、下記(ア)～(オ)に該当する車両。

・適用期間

上記条件を満たしている場合、平成28年度課税分に限り、減額されます。

税率表（軽四輪以上の乗用車、軽三輪車）

| 車両区分 | | 税率（年額） | | |
|----------|-----|--------|--------|--------|
| | | (ア) | (イ) | (ウ) |
| 軽四輪以上 乗用 | 営業用 | 1,800円 | 3,500円 | 5,200円 |
| | 自家用 | 2,700円 | 5,400円 | 8,100円 |
| 軽三輪 | | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 |

(ア) 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）

(イ) 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

(ウ) 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車

税率表（軽四輪以上の貨物用車）

| 車両区分 | | 税率（年額） | | |
|----------|-----|--------|--------|--------|
| | | (ア) | (工) | (オ) |
| 軽四輪以上 乗用 | 営業用 | 1,000円 | 1,900円 | 2,900円 |
| | 自家用 | 1,300円 | 2,500円 | 3,800円 |

(工) 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(オ) 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※(イ)～(工)については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載がされています。

〈お問い合わせ先〉

日高町役場税務課課税グループ

電話01456-2-6184